



長崎県公報

目 次

◎ 公 告	所管課(室)名
・大規模小売店舗の変更事項届出(2件)	経 営 支 援 課
・換地計画の決定	農 村 整 備 課
・換地処分	〃
・林業用種苗生産者講習会の開催	森 林 整 備 室
・林業種苗生産事業者の登録の失効	〃
・測量の実施(2件)	建 設 企 画 課
・測量の終了	〃
◎ 監査委員公表	
・令和5年度普通会計定期監査(前期)及び長崎県公営企業会計定期監査の結果の公表	監 査 事 務 局

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
クロスガーデン広田・コメリホームセンター佐世保店
長崎県佐世保市広田四丁目232番2 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社マツモトキョシ九州販売 代表取締役 上村 浩司
福岡県福岡市博多区住吉二丁目2番1号
(変更後)株式会社マツモトキョシ九州販売 代表取締役 上村 浩司
福岡県福岡市早良区飯倉六丁目24-20
- (4) 変更の年月日
令和5年3月1日

- 2 届出年月日
令和5年9月11日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和5年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
クロスガーデン広田・コメリホームセンター佐世保店
長崎県佐世保市広田四丁目232番2 外
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮
東京都港区浜松町二丁目4番1号
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
 - (3) 変更しようとする事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の開閉店時刻
 - (4) 変更の年月日
平成30年11月2日
- 2 届出年月日
令和5年9月11日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び佐世保市観光商工部商工労働課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

換地計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）空池原地区につき換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満

了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営水利施設等保全高度化事業畑地帯総合整備事業（畑地帯総合整備中山間地域型）
空池原地区換地計画書
- 2 縦覧期間
令和5年10月6日から令和5年10月26日まで
- 3 縦覧場所
平 日：雲仙市役所 農林水産部 農漁村整備課
土日祝日：雲仙市役所 当直室
平 日：南島原市 農林水産部 農村整備課（有家庁舎）
土日祝日：南島原市役所 有家庁舎 宿直室

換地処分（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（耕作放棄地型））有喜南部地区に係る換地処分をした。

令和5年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾

林業用種苗生産事業者講習会の開催（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づく林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和5年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 講習会の日時及び場所
 - (1) 日時 令和5年11月29日（水曜日） 午前10時から午後5時まで
 - (2) 場所 長崎県農林技術開発センター 新館2階視聴覚室
（諫早市貝津町3118）
- 2 受講対象者
林業用種苗生産事業者の登録を受けようとする者
- 3 講習科目及び講習時間
 - (1) 種苗に関する法令 2時間
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間
- 4 手数料及び申込方法
 - (1) 講習手数料 14,000円（長崎県証紙）
 - (2) 申込方法
受講しようとする者は、申込書（林業種苗法施行細則（昭和46年長崎県規則第1号）様式第2号）により、開催日の5日前までに、住所地を所管する県振興局林業担当課へ提出すること。
- 5 修了証明書の交付
所定の講習課程を修了した者には、修了証明書を交付します。
- 6 問い合わせ先
長崎県農林部森林整備室森林整備班（電話095-895-2986）

林業種苗生産事業者の登録の失効（公告）

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の生産事業者の登録は失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和5年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	氏 名	住 所	生産事業の内容	事業所の所在地
長崎329号	眞弓一郎	佐世保市世知原町長田代370番地	種穂の採取・精選、幼苗の育成・幼苗以外の苗木の育成	佐世保市世知原町長田代370番地

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町	令和5年10月10日から 令和6年3月1日まで

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、県北振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
西海市西彼町平原郷・白似田郷	令和5年10月16日から 令和6年2月28日まで

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、県央振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年10月6日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市西彼町	令和5年9月20日

監査委員公表

監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年10月6日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	和仁
同	近藤	智昭
同	饗庭	敦子

令和5年度普通会計定期監査結果（前期）

第1 監査の概要

令和4年度における普通会計にかかる財務監査（定期監査）を次のとおり実施した。

1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

3 監査の対象

令和4年度 長崎県一般会計

令和4年度 長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計

令和4年度 長崎県農業改良資金特別会計

令和4年度 長崎県林業改善資金特別会計

令和4年度 長崎県県営林特別会計

令和4年度 長崎県沿岸漁業改善資金特別会計

令和4年度 長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計

令和4年度 長崎県用地特別会計

令和4年度 長崎県庁用管理特別会計

令和4年度 長崎県長崎魚市場特別会計

令和4年度 長崎県港湾施設整備特別会計

令和4年度 長崎県公債管理特別会計

令和4年度 長崎県国民健康保険特別会計

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

なお、項目ごとの基本事項は以下のとおりである。

〔基本事項〕

(1) 収入

① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。

② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理が適切に行われ、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

① 予算の執行は、適切に行われているか。

② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

① 業務の履行確認は、徹底されているか。

② 予定額の積算根拠は、明確かつ適切であるか。

③ 委託の成果は、有効に活用されているか。

(4) 工事

① 工事の計画・設計・施工は、法令等に準拠しているか。また、適切かつ効率的、経済的に執行されているか。

② 設計積算にあたって十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は必要性、経済性が検討されているか。

③ 入札手続、契約方法、支出に関する事務処理は、適切に行われているか。

(5) 補助金等

① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。

② 補助事業完了後の審査は、書面や現地で適切に行われているか。

③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 物品の調達・管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 物品は、有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 公有財産は、有効に活用されているか。

5 監査の実施内容

前期監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

(1) 監査対象期間

原則として令和4年度を対象としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和5年度についても監査日までを対象期間とした。

(2) 監査対象機関及び実施日

令和5年5月11日から9月8日までの期間において、本庁及び地方機関の合計122箇所を対象として実施した。

区分	本 庁					地方機関	合計
	知事部局	各種委員会等	教育庁	警察本部	計		
監 査 対象機関	94	5	12	1	112	128	240
前期監査 対象機関	94	5	12	1	112	10	122

前期監査対象機関、委員監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、本庁及び地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のとおり、是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

(単位：件)

区分	計	収入未済	収入	予算執行	契約	工事	補助金等	物品	財産管理	その他
指摘事項	(58) 51	(4) 4	(3) 8	(5) 4	(16) 16	(0) 1	(4) 7	(9) 3	(8) 6	(9) 2
指導事項	(196) 174	(6) 5	(9) 17	(9) 3	(101) 82	(3) 4	(15) 18	(24) 24	(18) 13	(11) 8
意見	(3) 2	(0) 1	(0)	(0)	(1) 1	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
合計	(257) 227	(10) 10	(12) 25	(14) 7	(118) 99	(3) 5	(19) 25	(33) 27	(27) 19	(21) 10

() は令和4年度前期監査結果件数

昨年度と比べ、「収入」について、歳入金の納入期限誤りや調定の遅延などで13件増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの

- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について（指摘4件、指導5件）

土地使用料相当額の不当利得返還請求を行っていない事例や、延滞金条例に基づく延滞金を徴収していない事例などが認められたので、適正な債権管理に努めるべきである。

(2) 収入について（指摘8件、指導17件）

補助金等において、国庫支出金に係る調定の遅延や電気使用料の算定が過少となっている事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 予算の執行について（指摘4件、指導3件）

施行伺の決裁前に見積書を徴取している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約について（指摘16件、指導82件）

予定額の積算が誤っている事例、積算根拠が不明確な事例、精算確認を行っていない事例及び検査調査を作成していない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(5) 工事について（指摘1件、指導4件）

適切な時期に契約変更手続を行わないまま工法を全面的に変更している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 補助金等について（指摘7件、指導18件）

補助金額に変更が生じたにもかかわらず変更交付申請書が提出されていない事例や、仕入れに係る消費税等相当額報告書の内容確認がなされていない事例などが認められたので、補助金等交付規則や要綱等に則り適正な事務処理を行うべきである。

(7) 物品について（指摘3件、指導24件）

物品の購入に際して、不用となった物品の処分を産業廃棄物処分許可を有していない納入業者に依頼している事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な物品の管理に努めるべきである。

(8) 財産の管理について（指摘6件、指導13件）

条例や規則に規定がないにもかかわらず使用料の分割払を認めている事例、従物（工作物等）内訳表や行政財産使用許可台帳を作成していない事例などが認められたので、関係法規や各種通知等に基づき、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

(9) その他（指摘2件、指導8件）

公金支出情報システムにおいて個人名を表示している事例や関係団体の業務従事に際し職務専念義務免除手続を行っていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 総務部

(1) 契約

- ① 振動工具取扱業務従事者健康診断業務委託において、医療法に定める診療所開設許可に係る手続の要否を確認しないまま契約手続きを行っている。 [職員厚生課]
- ② 出島交流会館環境衛生管理業務委託において、再委託の承認がされていない。 [管財課]
- ③ 出島交流会館エレベーター保守業務委託において、2人体制で検査を行ったことを報告書に記載していない月があり、履行確認が不十分である。また、仕様書で定める昇降機検査資格者搭載証の写しを徴取していない。 [管財課]

- ④ 仮想端末基盤の賃貸借及び保守契約外1件において、予定額の積算が誤っている。
[スマート県庁推進課]
- (2) 財産の管理
普通財産（建物）の貸付において、普通財産貸付台帳を作成していない。
[学事振興課]
- 2 危機管理部
- (1) 物品
ガス炊飯器の購入に際して、不用となった既存のガス炊飯器の処分を産業廃棄物処分許可を有していない納入業者に依頼している。
[消防学校]
- 3 地域振興部
- (1) 物品
備品の不用決定において、決裁を受けずに手続きを行っているものがある。
[島原振興局建設部河港課]
- 4 文化観光国際部
- (1) 契約
- ① 世界遺産巡礼の道モニターツアー実施に係る仕様書において、内容が不明確である。また、施行伺において、一者随意契約の理由、予定額やその根拠、見積書徴取省略などが記載されていない。
[文化振興・世界遺産課]
- ② 物品（クリーンボックス）の購入において、一者随意契約とした理由が適切ではない。また、購入したクリーンボックスについて、物品出納簿に登記されていない。
[国際課]
- 5 県民生活環境部
- (1) 予算の執行
予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総務課長による毎月の確認が行われていない。
[環境保健研究センター]
- (2) 契約
- ① 「長崎県EBPMモデル研究及び統計人材の育成事業」企画運営等業務委託において、予定額の積算根拠が不明確である。また、関係書類の整備が不十分である。
[統計課]
- ② 令和4年度地球温暖化防止対策等普及啓発事業委託の精算において、委託期間外の納品書が添付されており、精算確認が不十分である。
[地域環境課]
- ③ 県内巡回展業務委託（請負）において、仕様書を変更しているにもかかわらず、変更契約を行っていない。
[資源循環推進課]
- ④ 対馬自然の森案内業務委託において、業務完了後に行うべき精算確認を行っていない。また、前金払により支出しているが、必要性等について検討されていない。
[自然環境課]
- ⑤ バイオメディカルフリーザー外3品の購入において、検収調書を作成していない。また、書面による検査下命を行っていない。
[環境保健研究センター]
- (3) 補助金等
大村湾浮遊ゴミ除去対策事業補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付申請書が提出されていない。
[地域環境課]
- (4) 物品
劇物の管理において、毒劇薬物管理簿を作成していない薬品や消耗品等出納簿に登録していない薬品がある。また、劇毒物保管庫の中に、一部の一般試薬が保管されている。
[諫早食肉衛生検査所]
- 6 福祉保健部
- (1) 収入
- ① 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金等において、調定が著しく遅延している。
[医療政策課]
- ② 証紙収入実績簿において、手数料の名称毎に記載していないものがある。また、実績がある月の月計及び累計を記載していないものがある。さらに、証紙収入実績報告と相違しているものがある。
[長寿社会課]
- (2) 予算の執行
予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総括課長補佐による毎月の確認が行われていない。
[福祉保健課]
- (3) 契約

- ① 「長崎健康革命」にかかる広告掲載業務において、検査調書が作成されていない。また、業務仕様書に校正についての定めがない。さらに、期日指定の見積合わせを行うと通知しているにもかかわらず、期間見積として処理している。 [国保・健康増進課]
- ② SNS相談モデル事業委託において、相談業務開始時期が仕様書等で明示されていない。また、予定額の積算に用いた相談期間が実際の期間を超えるなどにより、予定額が過大となっている可能性がある。 [障害福祉課]
- (4) 補助金等
令和3年度長崎県難病患者就労支援事業費補助金において、額の確定を行っていない。 [国保・健康増進課]
- (5) その他
公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。また、非表示と整理した支払先名が支払内容欄で表示されている。 [医療政策課]
- 7 こども政策局
- (1) 収入
証紙収入実績簿において、手数料の名称毎に記載していない。 [こども家庭課]
- (2) 予算の執行
予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総括課長補佐による毎月の確認が行われていない。 [こども未来課]
- 8 産業労働部
- (1) 予算の執行
クリアファイル作成代について、施行伺の決裁前に見積書を徴取している。 [企業振興課]
- (2) 補助金等
- ① 長崎県保証料補給補助金の実施要綱改正にあたり、過去の改正内容を反映させていない。 [経営支援課]
- ② 長崎県外国人材受入緊急支援事業補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付決定に係る手続を行わないまま額の確定を行っている。 [雇用労働政策課]
- (3) 財産の管理
従物（工作物等）内訳表が令和元年度以降整備されていない。また、平成30年度以前に取得した外灯、柵、モニュメント等が掲載されていない。 [窯業技術センター]
- (4) その他
長崎インターンシップ推進協議会において、県職員が事務局職員として会務に従事しているが、職務専念義務免除の手続を行っていない。 [未来人材課]
- 9 水産部
- (1) 収入未済
- ① 漁港施設使用料相当額について、債務者（法人）以外の者から第三者弁済として分納を受けているが、第三者弁済の前提となる債務者の法人格が存続しているかどうか確認していない。 [長崎港湾漁港事務所港営課]
- ② 県が所有者に代わり引揚げた船舶について、引揚げ後の撤去・処分の要請及び土地使用料相当額の不当利得返還請求を行っていない。 [長崎港湾漁港事務所港営課]
(土木部に再掲)
- (2) 契約
令和4年度「長崎俵物」品質基準管理業務において、委託契約期間以前の経費が精算額に含まれている。 [水産加工流通課]
- 10 土木部
- (1) 収入未済
- ① 県が所有者に代わり引揚げた船舶について、引揚げ後の撤去・処分の要請及び土地使用料相当額の不当利得返還請求を行っていない。 [長崎港湾漁港事務所港営課]
- ② 督促後に完納され収入未済が解消したものについて、延滞金条例に基づく延滞金を徴収していない。 [長崎港湾漁港事務所港営課]
- ③ 福島港における沈没船引上げ費用に係る履行延期の承認において、振興局長の決裁を受けていない。

[県北振興局建設部田平土木維持管理事務所]

(2) 収入

- ① 国庫支出金等において、調定が著しく遅延している。 [河川課]
- ② 国庫支出金において、調定が著しく遅延している。 [砂防課]
- ③ 道路占用料相当額の不当利得返還請求について、相手が時効援用していないにもかかわらず時効期間経過分を請求していない。 [長崎振興局建設部管理課]
- ④ 指方トンネル電気使用料ほか2件において使用料の算定が過少となっている。 [県北振興局管理部会計課]
- ⑤ 前回、局内他課の監査で指導したにもかかわらず、証紙収入実績簿の年月日欄に証紙消印日とは異なる日付を記録している。 [県北振興局建設部建設管理課]

(3) 工事

道路災害防除工事において、適切な時期に契約変更手続を行わないまま工法を全面的に変更し、併せて地滑り対策工等の工事を追加している。 [長崎振興局建設部道路維持課]

(4) 財産の管理

- ① 行政財産の目的外使用許可において、使用許可期間が県で定める上限を超えるとともに、工事請負業者に対し使用許可している。加えて、行政財産使用許可台帳が作成されていない。 [長崎振興局建設部管理課]
- ② 港湾施設用地の使用許可において、使用開始後に提出された使用許可申請書の申請日を使用開始日の前日に書き換えて、書き換えた日付で許可している。 [長崎港湾漁港事務所港営課]
- ③ 港湾施設用地の目的外使用許可における使用料の支払について、条例や規則に規定がないまま、許可申請者からの書面による分割支払願に基づき分割払を認めている。 [長崎港湾漁港事務所港営課]
- ④ 常盤ターミナルビルの駐車場に係る使用料の算定根拠が不明確である。 [長崎港湾漁港事務所港営課]

11 教育庁

(1) 契約

- ① 旧長崎式見高等学校建物アスベスト調査業務において、契約書で禁止されている再委託がなされている。 [教育環境整備課]
- ② 24時間子供SOSダイヤル（親子ホットライン）夜間休日相談業務委託において、メール相談業務の内容が破棄されることなく契約先のパソコンに保存されている。 [児童生徒支援課]

(2) 補助金等

- ① 長崎県立高等学校寄宿舎運営費補助金において、仕入れに係る消費税等相当額報告書の内容確認がなされていない。 [教育環境整備課]
- ② 長崎県高等学校体育連盟事業費補助金（県高等学校新人体育大会離島地区選手派遣事業）において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付決定に係る手続を行わないまま額の確定を行っている。 [体育保健課]

12 警察本部

(1) 補助金等

自動車安全運転センター補助金において、補助金額に変更が生じたにもかかわらず、変更交付決定に係る手続を行わないまま額の確定を行っている。 [警察本部]

第4 意見

執行機関等に対し今回の監査において速やかに改善・検討などを促すことが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 収入未済について

収入未済となっている税外の債権については、徴収困難なものを中心に債権管理室に移管し、一元的な管理がなされているが、引き続き各所管課で管理されている債権もある。

今回の監査において、所管課で管理している債権の中に、消滅時効の起算日や時効期間を誤っているもの、時効更新に係る協議経過を記録していないものなどが見受けられたので、債権の所管課においては、民法などの関係法令に習熟するとともに、債権管理簿の管理、組織としての意思決定及び情報の共有を適切に行われたい。

また、移管元課は、債権管理室に移管した案件であっても、債務者の現状や課題等について情報を共有

し、収入未済の縮減に向け、連携して取り組まれない。

〔関係各課〕

(2) 契約書の作成を必要とする業務における契約変更手続について

委託契約などにおいて、業務内容を変更する際に契約相手方の担当者との協議のみで変更仕様書を作成せず契約変更手続を行っていない事例や、契約変更前に追加業務が履行されている事例などが見受けられた。

契約において、変更すべき事由が発生した場合は、変更内容に応じた仕様書を作成のうえ予定額を積算し、組織としての意思決定をしたうえで、適切に変更契約を締結されたい。

〔関係各課〕

(別紙) 委員監査の実施状況 (実地監査)

1 地方機関

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員
[知事部局]		
(振興局)		
長崎振興局	令和5年7月18日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
長崎振興局長崎港湾漁港事務所	令和5年7月13日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
島原振興局	令和5年7月19日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
県北振興局	令和5年7月25日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
(危機管理部関係)		
消防学校	令和5年7月24日	下田 芳之 近藤 智昭
(県民生活環境部関係)		
環境保健研究センター	令和5年7月24日	砺山 和仁 饗庭 敦子
諫早食肉衛生検査所	令和5年7月24日	砺山 和仁 饗庭 敦子
(産業労働部関係)		
工業技術センター	令和5年7月24日	砺山 和仁 饗庭 敦子
窯業技術センター	令和5年7月24日	下田 芳之 近藤 智昭
[教育庁関係]		
教育センター	令和5年7月24日	下田 芳之 近藤 智昭

2 本 庁

監 査 対 象 機 関	監査年月日	監 査 委 員
[知事部局]		
(秘書・広報戦略部)		
秘書課	令和5年8月25日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
ながさきPR戦略課	令和5年8月25日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
広報課	令和5年8月25日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子

(企画部)			
政策調整課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
政策企画課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
I R推進課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
デジタル戦略課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
(総務部)			
総務文書課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
県民センター	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
学事振興課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
人事課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
新行政推進室	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
職員厚生課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
財政課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
管財課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
税務課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
債権管理室	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
スマート県庁推進課	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
総務事務センター	令和5年8月25日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
(危機管理部)			
防災企画課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
基地対策・国民保護課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
消防保安室	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
(地域振興部)			

地域づくり推進課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
市町村課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
土地対策室	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
交通政策課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
新幹線対策課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
県庁舎跡地活用室	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
(文化観光国際部)			
文化振興・世界遺産課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
観光振興課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
国際観光振興室	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
物産ブランド推進課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
国際課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
スポーツ振興課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
(県民生活環境部)			
県民生活環境課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
男女参画・女性活躍推進室	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
人権・同和対策課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
交通・地域安全課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
統計課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
生活衛生課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
食品安全・消費生活課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
地域環境課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
水環境対策課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子

資源循環推進課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
自然環境課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
(福祉保健部)			
福祉保健課	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
監査指導課	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
医療政策課	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
感染症対策室	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
医療人材対策室	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
業務行政室	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
国保・健康増進課	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
長寿社会課	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
障害福祉課	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
原爆被爆者援護課	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
(福祉保健部こども政策局)			
こども未来課	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
こども家庭課	令和5年8月22日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
(産業労働部)			
産業政策課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
企業振興課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
新産業創造課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
経営支援課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
未来人材課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
雇用労働政策課	令和5年8月24日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子

(水産部)		
漁政課	令和5年8月24日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
漁業振興課	令和5年8月24日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
漁業取締室	令和5年8月24日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
水産経営課	令和5年8月24日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
水産加工流通課	令和5年8月24日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
漁港漁場課	令和5年8月24日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
(農林部)		
農政課	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
農業イノベーション推進室	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
団体検査指導室	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
農山村振興課	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
農業経営課	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
農産園芸課	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
農産加工流通課	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
畜産課	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
農村整備課	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
諫早湾干拓課	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
林政課	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
森林整備室	令和5年8月22日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
(土木部)		
監理課	令和5年8月28日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子
建設企画課	令和5年8月28日	下田 芳之 砺山 和仁 近藤 智昭 饗庭 敦子

都市政策課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
道路建設課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
道路維持課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
港湾課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
河川課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
砂防課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
建築課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
営繕課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
住宅課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
用地課	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
盛土対策室	令和5年8月28日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
(出納局)			
出納局	令和5年8月18日	下田 芳之	近藤 智昭
[教育庁]			
教育政策課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
福利厚生室	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
教育環境整備課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
教職員課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
義務教育課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
高校教育課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
教育DX推進室	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
特別支援教育課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
児童生徒支援課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子

生涯学習課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
学芸文化課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
体育保健課	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子
[委員会等事務局]			
監査事務局	令和5年8月18日	近藤 智昭	饗庭 敦子
人事委員会事務局	令和5年8月18日	砺山 和仁	饗庭 敦子
労働委員会事務局	令和5年8月18日	砺山 和仁	饗庭 敦子
議会事務局	令和5年8月18日	下田 芳之	砺山 和仁
[警察本部]			
警察本部	令和5年8月21日	下田 芳之 近藤 智昭	砺山 和仁 饗庭 敦子

令和5年度 長崎県公営企業会計定期監査結果

第1 監査の概要

令和4年度における長崎県公営企業会計（2会計）にかかる財務監査（定期監査）を次のとおり実施した。

1 監査の基準

長崎県監査基準に準拠して実施

2 監査の種類

財務監査（定期監査）（地方自治法第199条第1項及び第4項）

3 監査の対象

令和4年度 長崎県交通事業会計

令和4年度 長崎県流域下水道事業会計

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった監査委員は、別紙のとおりである。

第2 監査の結果

1 総括

事業の管理並びに財務会計事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正・改善及び留意を要する事項が認められるので、より適正な執行を図らねばならない。

なお、軽易な事項については、その都度当該機関に注意を行った。

○令和5年度長崎県公営企業会計定期監査結果

(単位：件)

区 分	交 通 事 業 会 計	流 域 下 水 道 事 業 会 計	計
指摘事項	0	2	2
指導事項	1	0	1
意 見	2	1	3
計	3	3	6

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ① 法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ② 機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③ 収入確保に適切な措置を要するもの
- ④ 予算を目的外に支出しているもの
- ⑤ 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥ 経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦ 前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善がされていないもの
- ⑧ その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意 見

- ① 執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ② 県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

2 指摘事項及び意見

(1) 交通事業会計（交通局）

○意見

ア 経営状況について

令和4年度の経営成績は、総収益が53億3,023万円で、総費用は48億7,664万円、純損益は4億5,360万円となっており、前年度に比べ8億2,504万円改善している。

改善の主な要因は、運輸収入が大幅増となったことに加えて、令和2年度に見直しを行った経営計画に沿って、投資事業の抑制、資産の有効活用、人員の見直し、各種経費の節減による収支改善を実施したほか、路線バスの効率化を図るために長崎自動車株式会社（長崎バス）と共同経営方式による長崎市域の路線バス再編などに取り組んだことによる。

新型コロナウイルス感染症の影響は改善傾向にあるものの、少子化による人口減少や乗務員の確保難など、今後も交通事業を取り巻く厳しい経営環境が見込まれることから、今後とも、県民生活の維持・向上を念頭に置いて、経営計画に沿った健全経営を維持することにより、公営の交通事業者として地域生活交通の確保に努める必要がある。

イ 固定資産の売却について

諫早バスターミナルの土地売却（建物等解体を含む）の会計処理について、土地の売却代金から土地の簿価金額を差し引いた約4億円を特別利益とし、土地に付帯する建物等の残存簿価を資産減耗費としている。

今回の土地に付帯する建物等の会計処理については、経常的なものではなく、金額が大きいことから、営業費用の資産減耗費ではなく特別損失とすべきであったと考える。

(2) 流域下水道事業会計（水環境対策課・県央振興局）

○指摘事項

ア 契約保証金について

令和3年12月に契約した大村湾南部浄化センター主流入ゲート・機械濃縮電気設備工事の契約保証金について、長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則第45条等に基づき、流域下水道事業会計の預り金として会計処理すべきところ、長崎県財務規則第125条に基づく一般会計の保管金として会計処理を行っていたので、適正な会計処理を行うこと。

イ 建設改良工事の前金払について

長崎県公営企業の財務に関する特例を定める規則第38条（前金払）について、地方自治法改正（平成28年）が反映されていないので、適正な例規の管理を行うこと。

○意見

ア 公営企業としての会計処理の徹底について

今回の監査において、預り金として処理すべき契約保証金を一般会計の保管金として処理した事例、長崎県公営企業会計の根拠規定が改正されないまま会計処理が進められていた事例が見受けられたので、一般会計と公営企業会計を混在して処理する所属における同様の事務処理誤りの再発防止に向けて適切な対応を図られたい。

3 指導事項

（単位：件）

項目	交通事業会計	流域下水道事業会計	計
財産管理関係	1	0	1
事務処理関係	0	0	0
会計処理関係	0	0	0
計	1	0	1

(別 紙)

○令和5年度長崎県公営企業会計定期監査の実施状況

監 査 対 象 機 関	予備監査年月日	委員監査年月日	監 査 委 員
交 通 局 (長崎県交通事業会計)	令和5年5月25日 ～ 令和5年5月26日	令和5年7月13日	下 田 芳 之 斫 山 和 仁 近 藤 智 昭 饗 庭 敦 子
水 環 境 対 策 課 県 央 振 興 局 (長崎県流域下水道事業会計)	令和5年5月22日 ～ 令和5年5月23日	令和5年7月14日	下 田 芳 之 斫 山 和 仁 近 藤 智 昭 饗 庭 敦 子

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八九五)
二二二
二二四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
クイックプリン
寺田宏
弥ト